

第9回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成22年12月6日（月）9時30分～11時30分

開催場所：高知共済会館3階 中会議室

参加者：(委員)

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、中越利茂委員、高村禎二委員、
金子努委員、森永洋司委員、戸田文友委員

(高知県)

臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境部副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）、稲垣総務福利課長

1 報告事項

(1) 「中間報告」にかかる議会報告について

○事務局より、資料「高知県議会 産業経済委員会（平成22年9月定例会）における審議概要」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

特別交付税措置について、財務省はかなり厳しい姿勢になっているように感じるが。

(事務局)

財務省から総務省に対し、「林業公社の決算上均衡が取れている状態であれば、特別交付税などの地方に対する国の支援は必要ないのではないか」との指摘があり、総務省からは、府県に対し「決算上均衡がとれているかどうか、はっきりしてください」という指導を頂いている。

(2) 「中間報告」の「速やかに対応すべき公社経営改善策」にかかる経過報告について

○事務局より、資料「「中間報告」の「速やかに対応すべき公社経営改善策」にかかる経過報告について」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

繰上償還は契約解除が前提となると公庫は言っているようであるが、具体的にはどうなるのか。

(事務局)

平成18年度に資産査定をした結果、特にEについては、クヌギ林など今後の投資額も賄えないような収入しかないため、土地所有者に対し契約解除をお願いすることとなる。

(委員)

繰上償還した47カ所については、現状のままで土地所有者にお返しするということになるのか。お借りした時の状態で返すことになるが、問題ないか。

(事務局)

契約解除が前提であるため、基本的には土地をお返しして、公社ではなく土地所有者に施業をして頂くということになると思う。クヌギなど木が売れない状況であり、そのまま木が生えている状態でお返しをするという形で交渉をしたい。

(3) その他

○事務局より、資料「平成20年度版 森林組合一斉調査のとりまとめ」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

森林組合で専従のデスクワークの方は、賞与はあるのか。森林組合と公社と、森林関係の仕事の同じデスクワークでも、仕事の中身は全然違うものか。

(事務局)

民間であるため、賞与の時期は組合によって違うが、基本的には「ある」というように聞いている。業務は経理や設計であり、現場作業の職員を除いているため、仕事の内容は基本的には公社と変わらないと思う。

2 議事

(1) 「改革プラン」の基本的な方向性について

ア 採算林と不採算林の定義について

○委員より、資料「1. 採算林と不採算林の定義について」、「森林整備公社営林 設定条件別試算結果（一般会計）」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

以前の評価と、今回のランク分けのやり方の違いと、やり方を変えた理由は何か。

(事務局)

前回は有利子負債をどれだけ返せるのかという観点で作成していた。しかし、この委員会の中で、280億円の負債は変わらないが、毎年の約定償還により有利子負債と県の無利子貸付の割合が変わり、少し分りにくいというご指摘を頂いた。今回、橋本委員の方で全ての債務を返せるかどうかという視点で整理して頂いた。

(委員)

不採算林については、「単年度収支の黒字の範囲内で森林事業を行う」という部分と、「県から一定の資金を投入し森林整備を行う」部分との関係は、どう理解したらいいのか。

(委員)

採算性の観点から、将来の分収の収益を上げるということを目的に事業を継続するのが採算林。それ以外の不採算林にも森林の公益的な機能があり、公益性の観点から事業を継続する山と位置付けられる。ただ、不採算林は収入に対し支出が多く、投資を継続することとなるため、県民の理解が得られる範囲で事業を継続していくことになる。

(事務局)

森林整備公社という公的な団体が、森林整備をするという契約を結んでおり、経済性だけで森林整備を放棄することができるのか、木があることで公益的な機能を有しているため、行政なり、行政に近い団体で事業展開をしてもいいのではないかとということで、委員は書いて頂いていると思う。

(委員)

繰上償還リストで、E以外のC・Dもこの中に含まれているが、ランク付けは前回のものか。C・Dは、将来の投資額を回収できるのに繰上償還したということか。今後は、新しいランク付けに応じて繰上償還するのか、それとも金利負担の高さに応じてするのか。

(事務局)

繰上償還リストのランク分けは前回評価のもので、将来金利が高い、繰上償還の効果があるものを選んでいる。今後繰上償還する場合は、委員会の中で新しい定義付けをして頂き、ご結論を頂いた方法で選択していくことになると考えている。

(委員)

分収割合の変更、これからの管理費の負担、それと選択肢の中で契約解除ということを積極的に進めていくと書かれてあるが、現実的な方法ではないと思うが。

(事務局)

契約解除は契約行為であり相手の理解を得る努力と法的な整理は必要であるが、契約解除も考慮する必要があると思う。ただ、分収割合の変更等によりランク付けが上がった場合は、契約解除しなくてよいと考えている。

(委員)

契約変更であっても、将来の負担であっても、土地所有者のリスクは同じ。将来的に拘束をしないという前提に立てば、契約解除の方が土地所有者には理解をしてもらい易いと思うが。

(事務局)

ゆくゆく自分で管理してもらえらるなら、契約解除することで公社負担が要らなくなるので、そういうやり方もあると思う。

(委員)

民間の常識で考えると、今後リターンが期待できるものに重点的に資源を投下していく。押し並べて公平に資源を投下することは、民間の目からは許されないことだと思う。従って、リターンが期待できる採算林は、重点的に投下していく。不採算林の資金配分は、メリハリを付けて少なくすることが必要だと思う。

民間の経営を考える場合は、プロダクト・ポートフォリオ・マネジメントと言って、花形商品に重点的に資源を投下していく。これはリターンがあるということであるが、Aランクだけが花形になり、Bランク以下はどうするのか、民間では検討するエリアに入ってくる。

また、不採算林は分収割合の変更や契約解除も見据えて取り組む、事業は公社が全てするのではなく業務委託や民間に契約を委ねるとすることも必要かと思う。

イ 事業手法の見直しについて（分収林契約の見直し）

○橋本委員より、資料「分収林契約変更の考え方」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

分収割合の変更は、全国的にどこもうまくいってないということか。

(事務局)

他県では分収割合の変更の交渉は行っているが、土地所有者のご理解を頂けない場合が多々あり、その対応に困っていると聞いている。

(委員)

収入間伐する際に、売上金額から間伐にかかる経費等を差し引いて、収益を森林組合と山主とで分けるという提案型施業形式に分収林の契約を変えることは出来るのか。

(事務局)

今の分収契約は、既往の投資額については一切土地所有者に求めず、施業経費は全て公社が負担し、木を伐る時だけの収益を分配するという契約となっているため、途中で契約を変えるのは難しいと思う。ただ、契約を延長する時には、土地所有者に負担を求めて契約を変えることは可能だと理解している。

ウ 全国統一会計基準について

○事務局より、資料「林業公社会計基準の策定について 中間報告」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

林業公社会計基準の最終報告はいつ頃出るのか、国がこの考え方を採用するか。

(事務局)

林業公社会計基準は今年度中に決定する予定である。

総務省はこの基準を否定するものでなく、ダブルスタンダードにはなるが、特別交付税とか支援については、健全化法で定められた基準で判断したいと言っている。林野庁は、一応了解頂いており、来年の1月、2月頃に府県のヒアリングの準備をしている。お金を借りている日本政策金融公庫は、こういうやり方をすることについて議論する必要がある。新公益法人への移行時に必要な会計基準になるため、所管する内閣府の了解も得たいということも動いている。

3 その他

(委員長)

今日は主に、採算林・不採算林の定義、今後の事業手法の見直し等についてご議論を頂いたが、最終報告に向かって、もう少し議論を進めて、最終的な報告案をまとめていくということにさせて頂きたい。

(事務局)

事務局で長期収支見通しの数字を出すのが遅れているが、少し時間を頂いて、現在の価格で資産査定を見直して数字を出させて頂く。数字については前回評価時より、木材価格がかなり下がっているため、厳しい数字になると思っているが、予定どおり今年度中に改革プランを作って頂きたいと思っている。

改革プランは、採算林・不採算林の所が決まれば、公社の今後の外郭が見えてこようかと思っている。

次回の検討委員会は、平成 23 年 1 月頃を予定しているが、それまでに各委員さんにお会いさせて頂いて、もう少しご意見をお聞きして、その後、「改革プラン」策定担当委員である森永委員、橋本委員にご相談させて頂いて、ペーパーに整理して、次回の委員会でご説明したい。